

## 目 次

はじめに

### 第1編 基本計画

#### 第1章 ともに創る協働のまち

第1節 住民の自治力を強化する ······	8
1 住民自治の基盤づくりを推進する ······	9
2 公益的な市民活動を支援する ······	10
第2節 市民のまちづくりに対する関心を高める ······	11
1 透明性の高い行政を推進する ······	12
2 市民参加を促進する ······	13
3 男女共同参画社会を構築する ······	14
第3節 市民満足度の高い行政サービスを提供する ······	15
1 主体性を持ったまちづくりを推進する ······	16
2 行政サービスの質の向上を図る ······	17
第4節 安定した行財政運営を構築する ······	18
1 持続可能な行財政運営を推進する ······	19

#### 第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち

第1節 「生きる力」を持つ子どもたちを育成する ······	22
1 時代の変化に対応した教育を推進する ······	23
2 児童生徒の豊かな心と体、確かな学力をはぐくむ ······	24
3 充実した教育を行える環境をつくる ······	25
4 魅力ある高等学校教育を推進する ······	26
第2節 地域全体で子どもたちを育成する ······	27
1 地域・家庭の教育力を強化する ······	28
2 青少年を健全に育成する ······	29
第3節 新たな時代を創造する人材を育成する ······	30
1 広い視野を持つ人材をはぐくむ ······	31
2 創造力を育てる多様な環境をつくる ······	32

#### 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち

第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する ······	34
1 地域資源を活用する ······	35
2 起業化支援を充実する ······	36
3 多様な連携機会を創出する ······	37
4 地域を支える商工業の振興を図る ······	38
5 石巻港の整備・利用促進を図る ······	40
第2節 いきいきと働ける就業環境を創出する ······	41
1 多様なニーズに対応した就業支援を推進する ······	42
2 就業環境の改善を図る ······	43

第3節 持続的な水産業の発展を図る	44
1 水産資源や水環境の保全・管理に努める	45
2 水産業の基盤整備を図る	46
3 水産業者の経営体質の強化を図る	47
4 里海(さとうみ)※の多面的機能の活用を促進する	48
5 捕鯨の再開と鯨食文化の維持継承を図る	49
第4節 魅力的な農林業を確立する	50
1 効率的な高生産性農業を確立する	51
2 安定的な農業経営対策を推進する	52
3 環境にやさしい農業を推進する	53
4 林業経営の効率化を図る	54
第5節 消費者に信頼される“石巻ブランド”を形成する	55
1 製品の品質向上や総合的な流通体制の整備を図る	56
2 食の安全管理を徹底する	57
第6節 人々が集い、住み、楽しく過ごせる中心市街地を再生する	58
1 にぎわいのある中心市街地を再生する	59
2 魅力的な中心市街地を形成する	60
第7節 年間を通して観光客が訪れるこことによりにぎわいを創出する	61
1 魅力ある観光地づくりと効果的なPRの推進を図る	62

#### 第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第1節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する	66
1 みんなで支えあう地域づくりを推進する	67
2 生活保護制度等を適正に運用する	68
3 国民健康保険事業の安定運営と高齢者の医療保険制度の円滑な実施を図る	69
第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らししが実現できるようにする	70
1 一人ひとりの健康づくりを推進する	71
2 医療体制を充実する	72
第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する	73
1 子育てを支援する環境を整備する	74
2 児童虐待を防止する	76
第4節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する	77
1 生きがいづくりと社会参加を支援する	78
2 生活支援を充実する	79
3 介護保険制度・介護予防を充実する	80
4 認知症高齢者と家族を支援する	81
第5節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る	82
1 「支えあう」市民意識を醸成する	83
2 むらしやすい生活環境を構築する	84
3 自立生活を描ける社会活動・教育環境を整備する	85
4 「だれもが暮らしやすい」まちづくりを推進する	86

第6節 日常の身近な安全性を高める	87
1 交通事故の発生を防止する	88
2 消防・救急救助を充実する	89
3 安全・安心な暮らしを確保する	90
第7節 災害に対する備えを充実する	91
1 自然災害による被害を軽減する	92
2 原子力発電所への監視体制を強化する	93
3 防災意識の向上と円滑な避難体制をつくる	94

## 第5章 心ゆたかな誇れるまち

第1節 豊かな自然を次世代に継承する	96
1 自然環境を保全する	97
2 自然とのふれあいを推進する	98
第2節 身近な自然や生活環境を守る	99
1 市街地の自然を確保する	100
2 生活環境を保全する	101
3 循環型社会を形成する	102
4 エネルギー対策を推進する	103
第3節 地域に対する愛着や誇りをはぐくむ	104
1 多様な文化芸術活動の広がりと交流を推進する	105
2 文化財を保護し継承する	106
第4節 市民が個性を活かして輝ける機会をつくる	107
1 市民の主体的な学習活動を支援する	108
2 市民の主体的なスポーツ活動を支援する	109

## 第6章 地域の個性が輝き融合するまち

第1節 地域の風土に根ざした魅力や資源を守り育てる	112
1 個性ある地域をつくる	113
第2節 地域間連携により、大きな魅力を創出する	114
1 國・県道の整備を促進する	115
2 日常生活を支える道路網を形成する	116
第3節 快適な生活環境を実現できる地域にする	117
1 良好的な地域を形成する	118
2 生活を支える基盤をつくる	119
第4節 だれもが利用しやすい、生活を支える公共交通を確保する	120
1 だれもが移動可能な手段を確保する	121
2 離島の交通手段を確保する	122

第2編 リーディングプロジェクト ..... 125

## 第3編 エリア別将来展望

1 石巻エリア	132
2 河北エリア	134
3 雄勝エリア	136
4 河南エリア	138
5 桃生エリア	140
6 北上エリア	142
7 牝鹿エリア	144

## 用語説明

# はじめに



## (1) 計画の意義

近年の地方を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、「地方分権時代に対応したまちづくり」や「行財政基盤の強化と少子高齢時代への対応」、そして、「生活圏の一体化に伴う行政の展開」が必要とされています。

これらに対応していくためには、地方自治体そのものを改革していくことが必要であることから、将来にわたる地域の持続的な発展を確保する大きなきっかけとして、平成17年4月1日、旧石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町の1市6町の大合併を成し、新たな「石巻市」が誕生しました。

新たな市では、各地域に蓄積されてきた特色ある歴史、文化、産業、そして豊かな自然を活用し、地域の速やかな一体化と均衡ある発展による住民福祉の向上を図ることが望まれています。

そのため、総合計画は、市民や地域などのさまざまな主体とともに、今やらなければならないことをしっかりと見極め、市民が求める成果を達成するための効果的な組織機構を構築し、実効性のある行政経営に取り組んでいくために策定するものです。

## (2) 計画の性格

総合計画は、合併における協議と合意の下に策定された「新市まちづくり計画」を包含する計画として、長期的視点に立ったまちづくりを進める上で、市民と共有する望ましい方向と目標を定め、快適で心ゆたかに生活できるまちづくりを達成するための市政運営の指針となるものです。

また、計画を推進していく中で、全体をリードしていく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、今後優先的かつ重点的に取り組んでいきます

## (3) 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、エリア別将来展望及び実施計画により構成します。

### ① 基本構想

本市の目指すまちづくりの理念や将来像を示し、市民と行政がともに努力し、これを実現するための施策の大綱について明らかにするものです。  
平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標とする10年間の構想とします。

### ② 基本計画

基本構想で示した施策の大綱を推進するため、具体的な施策の展開とまちづくりの指標などを示すものです。  
なお、基本計画全体をリードしていく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけます。  
平成19年度から平成28年度の10年間の計画としますが、必要に応じて、5年を目途に見直しを行うものとします。

### ③ エリア別将来展望

特色あるエリアごとに特性を活かした施策の展開の方向を示し、将来の目指すエリアの姿について明らかにするものです。  
計画期間は基本計画と同様とします。

### ④ 実施計画

基本計画で示した施策の展開について、財政状況も踏まえながら具体的な実現手段を年度別に明らかにするものです。  
計画期間は3年間で、毎年度見直しを行うローリング方式<sup>\*</sup>とします。

## (4) 総合計画の体系図



## 将来像

**わたしたちが創りだす  
笑顔と自然あふれる  
元気なまち**

